

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道職員倫理規則の一部を改正する規則..... (人事課)	201
○児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則..... (保健福祉部総務課)	202
○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則..... (医務薬務課)	203
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則..... (都市環境課)	204
北 海 道	
北海道選挙管理委員会	
北海道人事委員会	
北海道監査委員 訓令	
北海道議会	
北海道企業局	
○北海道職員安全衛生管理規程..... (職員厚生課)	204
告 示	
○一般競争入札の実施..... (統計課)	210
○一般競争入札の資格に関する公示..... (環境生活部総務課)	212
○一般競争入札の実施..... (環境生活部総務課)	213
○一般競争入札の資格に関する公示..... (農政課)	213
○一般競争入札の実施..... (農政課)	214
○一般競争入札の資格に関する公示..... (経済部総務課)	215
○一般競争入札の実施..... (経済部総務課)	216
○土地改良区の役員の退任の届出..... (土地改良指導課)	217
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課)	217
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	217
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	217
○道営土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	217
○肥料の登録の有効期間の更新..... (農業改良課)	217
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	218
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	218
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	218

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	219
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	220
○道路の区域の変更及び供用の開始 (2件)..... (道路整備課)	222
○北海道収入証紙売りさばき人の指定..... (物品管理課)	224

道立畜産試験場告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....	224
○一般競争入札の実施.....	225

道立北方建築総合研究所告示

○一般競争入札の実施.....	226
-----------------	-----

道教育委員会教育長告示

○一般競争入札の実施.....	227
-----------------	-----

道教育庁空知教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	228
○特定調達契約に係る入札の公告.....	229

道教育庁宗谷教育局告示

○一般競争入札の実施.....	230
-----------------	-----

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....	231
-----------------------------	-----

道公安委員会規則

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	233
--------------------------------	-----

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	234
-------------------------	-----

規 則

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第26号

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則

北海道職員倫理規則 (平成12年北海道規則第158号) の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条中「第11条第2項」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第27号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

別記第18号様式及び別記第20号様式中「届出者 市町村名
代表者の氏名 印」

「届出者 市町村名
代表者の氏名 印
を（地方独立行政法人にあっては、
主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名）」に改める。

（老人福祉法施行細則の一部改正）

第2条 老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市町村」の次に「若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、「同条第4項」を「法第15条第4項」に改める。

第13条中「市町村」の次に「若しくは地方独立行政法人」を加える。

第18条中「市町村」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

別記第7号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に、

「届出者 市町村名
代表者の氏名 印」を

「主たる事務所の所在地
届出者 法人（市町村）の名称
代表者の氏名 印」に、

「

職	種	施設長	事務員	生活指導員	寮母	看護師	栄養士	介助員	調理員等	医師	計
---	---	-----	-----	-------	----	-----	-----	-----	------	----	---

」を

「

職	種	施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護職員	栄養士	機能訓練指導員	調理員等	医師	計
---	---	-----	-----	-------	------	------	-----	---------	------	----	---

」に、

「生活指導員」を「生活相談員」に、「看護師」を「看護職員」に改める。

別記第8号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に、

「

職	種	施設長	事務員	生活指導員	寮母	看護師	栄養士	介助員	調理員等	医師	計
---	---	-----	-----	-------	----	-----	-----	-----	------	----	---

」を

「

職	種	施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護職員	栄養士	機能訓練指導員	調理員等	医師	計
---	---	-----	-----	-------	------	------	-----	---------	------	----	---

」に、

「生活指導員」を「生活相談員」に、「看護師」を「看護職員」に改める。

別記第12号様式中「届出者 市町村名
代表者の氏名 印」を

「主たる事務所の所在地
届出者 法人（市町村）の名称
代表者の氏名 印」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第3条 生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「市町村」の次に「及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第19条及び第28条中「市町村」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

別記第40号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に、

「届出者 市町村名
代表者の氏名 印」を

「届出者 市町村名
代表者の氏名 印
（地方独立行政法人にあっては、
主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名）」に改める。

別記第42号様式中「平成」を削り、「市町村長 氏 名 印」を

「届出者 市町村名
代表者の氏名 印
（地方独立行政法人にあっては、
主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名）」に改める。

別記第44号様式中「平成」を削り、「市町村（法人）長 氏 名 印」を

「施設の管理者 所在地
施設名
職氏名 印」に改める。

別記第46号様式中「平成」を削り、「市町村長 氏 名 印」を
「市 町 村 名
代表者の氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所に、
地方独立行政法人にあっては、
主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名 表者の氏名)」に、「次のとおりにつき」を「を次のとおり」に改める。

別記第48号様式中「平成」を削り、「市町村長 氏 名 印」を
「市 町 村 名
代表者の氏名 印
(地方独立行政法人にあっては、
主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第28号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。
第15条を次のように改める。

（権限の委任）

第15条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1) 法第4条第1項の規定による販売業の登録及び同条第4項の規定による販売業の登録の更新に関する事。
- (2) 法第7条第3項（法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物取扱責任者等の設置又は変更の届出の受理に関する事。
- (3) 法第10条第1項の規定による販売業の登録を受けている者の変更等の届出の受理に関する事。
- (4) 法第15条の3（法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物営業者等（特定毒物研究者を除く。）に係る廃棄物の回収等の必要な措置の命令に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げない。
- (5) 法第17条第1項又は第2項（法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による製造業者等（特定毒物研究者を除く。）に係る報告の徴収、立入検査、質問又は収去に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げない。

（6）法第19条第1項の規定による販売業の登録を受けている者等の有する設備を基準に適合させるために必要な措置の命令に関する事。

（7）法第19条第2項の規定による販売業の登録を受けている者等の登録の取消しに関する事。

（8）法第19条第3項（法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による販売業の毒物劇物取扱責任者等の変更の命令に関する事。

（9）法第19条第4項の規定による販売業の登録を受けている者等（特定毒物研究者を除く。）の登録の取消し及び業務の停止命令に関する事。

（10）法第20条第2項（法第22条第7項において準用する場合を含む。）の規定による販売業の登録を受けている者の登録の取消し及び毒物劇物取扱責任者等の変更命令に係る聴聞の期日等の公示に関する事。

（11）法第21条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による販売業者等（特定毒物研究者を除く。）に係る品名等の届出の受理に関する事。

（12）法第22条第1項の規定による同項に規定する者（以下「業務上取扱者」という。）の氏名等の届出の受理に関する事。

（13）法第22条第2項の規定による業務上取扱者に該当することとなった者の氏名等の届出の受理に関する事。

（14）法第22条第3項の規定による業務上取扱者に係る事業の廃止等の届出の受理に関する事。

（15）法第22条第6項の規定による業務上取扱者等に対する必要な措置の命令に関する事。

（16）令第33条の規定による販売業の登録票の交付に関する事。

（17）令第35条第1項及び第2項の規定による販売業の登録票の書換え交付に関する事。

（18）令第36条第1項から第3項までの規定による販売業の登録票の再交付及び返納に関する事。

（19）令第36条の2第1項及び第2項の規定による販売業の登録票の返納及び交付に関する事。

（20）令第36条の3第1項の規定による登録簿の備付け等に関する事。

（21）省令第15条の規定による収去証の交付（特定毒物研究者に係るものを除く。）に関する事。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされている申請その他の行為でこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則

による改正後の毒物及び劇物取締法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年 3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第29号 都市計画法施行細則の一部を改正する規則 都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。 第2条の表第2号中「小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市、名寄市、千歳市、富良野市、登別市、北広島市、上磯町、大野町、七飯町、白老町、音更町、芽室町及び幕別町」を「北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）別表第1の12の項の右欄に掲げる市町」に改める。 附 則 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。	北海道代表監査委員 徳 永 光 孝 北海道議会議長 神 戸 典 臣 北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一 北海道職員安全衛生管理規程 北海道職員安全衛生管理規程（平成 9 年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第 1 号）の全部を改正する。 目次 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条） 第 2 章 健康づくり計画等（第 5 条） 第 3 章 安全衛生管理体制（第 6 条 - 第26条） 第 4 章 健康管理（第27条 - 第38条） 第 5 章 雑則（第39条 - 第43条） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職場における職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）及び常時勤務に服することを要する特別職の職員をいう。 （2）支庁地域 当該支庁の所管区域をいう。 （3）支庁地域職員 当該支庁の所管区域内において勤務する職員をいう。 （4）所属長 本庁部長、出納局長及び札幌医科大学事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、地方労働委員会事務局長、議会事務局長、企業局長並びに支庁長並びに出先機関の長並びにこれらに準ずる者をいう。 （所属長の責務） 第 3 条 所属長は、この規程に定める事項を適切に実施し、所属職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。 （職員の責務） 第 4 条 職員は、常に自己の安全の確保及び健康の保持増進に努めるものとする。 2 職員は、所属長及びこの規程に基づき置かれる総括安全衛生管理者、安全衛生管理者、
北 海 道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員 北海道議会 北海道企業局	
北 海 道 北海道選挙管理委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員 北海道議会 北海道企業局 北海道職員安全衛生管理規程を次のように定める。 平成16年 3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄	庁 中 一 般 部 局

産業医その他安全衛生管理に携わる者が法令及びこの規程に基づいて実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

第2章 健康づくり計画等

(北海道職員健康づくり計画の樹立等)

第5条 知事は、総括安全衛生委員会の調査審議を経て、職員の健康管理に関する施策を総合的に取りまとめ、職員の健康管理に関する計画(以下「北海道職員健康づくり計画」という。)を作成しなければならない。

2 地域総括安全衛生管理者は、北海道職員健康づくり計画の趣旨を踏まえるとともに、地域総括安全衛生委員会の調査審議を経て、地域における職員の健康管理に関する計画を作成しなければならない。

3 前2項の規定により作成された計画を着実かつ効果的に推進するため、道の総合的な健康管理及び石狩支庁地域における具体的な健康管理に係る対策の企画立案及び推進を所掌する北海道健康づくりセンター並びに各支庁地域(石狩支庁地域を除く。)における具体的な健康管理に係る対策の企画立案及び推進を所掌する地域健康づくりセンターをそれぞれ置く。

第3章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第6条 法第10条第1項の規定に基づく総括安全衛生管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、地域総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者を指揮し、次の業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

(総括安全衛生副管理者)

第7条 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第3条の規定に基づく総括安全衛生管理者の代理者として、総括安全衛生副管理者を置く。

2 総括安全衛生副管理者は、総務部次長(総務部長の指名する次長とする。以下同じ。)の職にある者をもって充てる。

(安全衛生管理責任者)

第8条 総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者が行う業務のうち安全衛生管理に関する事項を分掌するため安全衛生管理責任者を置く。

2 安全衛生管理責任者は、総務部職員厚生課長の職にある者をもって充てる。

(地域総括安全衛生管理者)

第9条 各支庁地域に地域総括安全衛生管理者を置く。

2 地域総括安全衛生管理者は、支庁長(石狩支庁地域にあっては、総務部次長)をもって充てる。

3 地域総括安全衛生管理者は、支庁地域職員に係る第6条第2項各号に掲げる業務を統括管理する。

(安全衛生管理者)

第10条 職員の安全衛生に関する業務を行わせるため、所属長を長とする職場の単位ごとに安全衛生管理者を置く。

2 安全衛生管理者は、所属長をもって充てる。

3 安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等を指揮し、次の業務を行う。

- (1) 職員の勤務及び作業環境等に関すること。
- (2) 庁舎等の執務及び作業環境等に関すること。
- (3) 職員の心身の健康の保持増進に関すること。
- (4) 職員の心身の健康の保持増進に必要な教育の実施に関すること。
- (5) 職員の体育・文化活動及び健康管理レクリエーションに関すること。
- (6) 公務災害の防止に関すること。
- (7) その他職員の安全衛生に関すること。

(安全管理者、安全衛生推進者等)

第11条 法第11条第1項若しくは第12条の2の規定に基づく安全管理者若しくは安全衛生推進者又はこれらの者の業務を補助させるために置くこととする安全担当者は、所属長が別表第1に定める基準により選任する。

2 安全管理者、安全衛生推進者又は安全担当者は、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者の指揮に従い、次の業務を行う。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全のための教育の実施に関すること。
- (3) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全に関すること。

3 安全管理者、安全衛生推進者又は安全担当者は、職場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあると認めるときは、直ちに、その危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 所属長は、安全管理者、安全衛生推進者及び安全担当者を選任したときは選任報告書により、解任したときは解任報告書により、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければ

ばならない。

（衛生管理者、衛生推進者等）

第12条 法第12条第1項若しくは第12条の2の規定に基づく衛生管理者若しくは衛生推進者又はこれらの者の業務を補助させるために置くこととする衛生担当者は、所属長が別表第2に定める基準により選任する。

2 衛生管理者、衛生推進者又は衛生担当者は、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者の指揮に従い、次の業務を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。

3 衛生管理者、衛生推進者又は衛生担当者は、少なくとも毎週1回以上、職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 所属長は、衛生管理者、衛生推進者及び衛生担当者を選任したときは選任報告書により、解任したときは解任報告書により、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（産業医）

第13条 法第13条第1項の規定に基づく産業医は、地域総括安全衛生管理者が別表第3に定める基準により医師のうちから選任する。

2 産業医は、次の業務を行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 職員の健康情報の取扱いに関すること。
- (8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

3 産業医は、前項各号に掲げる事項について、必要に応じ、所属長若しくは安全衛生管理者に対し勧告し、若しくは意見を述べ、又は、衛生管理者に対し指導し、若しくは助言することができる。

4 産業医は、少なくとも毎月1回以上、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあると認めるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずることができるものとする。

5 地域総括安全衛生管理者は、産業医を選任したときは産業医選任報告書により、解任し

たときは産業医解任報告書により、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（地域総括産業医）

第14条 支庁地域内における産業医間の連絡調整並びに支庁地域職員の安全及び衛生に関する業務を統括管理するため、支庁に地域総括産業医を置く。

2 地域総括産業医は、当該支庁に置かれた産業医をもって充てる。

3 地域総括産業医は、前条第2項各号に掲げる事項について、必要に応じ、所属長若しくは地域総括安全衛生管理者に対し勧告し、又は意見を述べることができる。

（総括産業医）

第15条 地域総括産業医、産業医間の連絡調整を行い、並びに地域総括産業医及び産業医を指揮し、第13条第2項各号に掲げる業務を統括管理するため、本庁に総括産業医を置く。

2 総括産業医は、総務部職員厚生課の医療参事の職にある者をもって充てる。

3 総括産業医は、第13条第2項各号に掲げる事項について、必要に応じ、知事若しくは総括安全衛生管理者に対し勧告し、又は意見を述べるができる。

（精神保健医）

第16条 職員の精神保健に関する業務を行わせるため、支庁に精神保健医を置く。

2 精神保健医は、地域総括安全衛生管理者が医師のうちから選任する。

3 精神保健医は、次の業務を行う。

- (1) 心の健康相談に関すること。
- (2) 心の健康教育その他職員の心の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (3) 職員の心の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

4 精神保健医は、前項各号に掲げる事項について、必要に応じ、所属長若しくは衛生管理者を指導し、又は助言することができる。

（総括精神保健産業医）

第17条 精神保健医間の連絡調整に関する業務を行わせるため、本庁に総括精神保健産業医を置く。

2 総括精神保健産業医は、総括安全衛生管理者が医師のうちから選任する。

3 総括精神保健産業医は、前条第3項各号に掲げる事項について、必要に応じ、知事若しくは総括安全衛生管理者に対し勧告し、又は意見を述べることができる。

（作業主任者）

第18条 法第14条の規定に基づく作業主任者は、所属長が選任する。

2 作業主任者は、安全衛生管理者の指揮を受け、当該作業に従事する者への指揮その他公務災害を防止するために必要な措置を行う。

3 所属長は、作業主任者を選任したときは選任報告書により、解任したときは解任報告書により、速やかに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(総括安全衛生委員会) 第19条 職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議するため、本庁に総括安全衛生委員会を置く。 (所掌事項) 第20条 総括安全衛生委員会は、次の事項を調査審議し、知事に意見を述べるものとする。 (1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。 (2) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に係るものに関すること。 (4) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項 (組織) 第21条 総括安全衛生委員会は、議長及び委員14人をもって組織する。 2 委員は、職員のうちから知事が指名する。 3 委員の半数は、全北海道庁労働組合の推薦に基づき指名する。 4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 委員は、再任されることができる。 (議長及び議長代理) 第22条 議長は、総括安全衛生管理者をもって充てる。 2 議長は、総括安全衛生委員会を代表し、会務を総理する。 3 議長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議) 第23条 総括安全衛生委員会の会議は、議長が招集する。 2 総括安全衛生委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。 (委員会の庶務) 第24条 総括安全衛生委員会の庶務は、総務部職員厚生課において処理する。 (地域総括安全衛生委員会) 第25条 各支庁地域に地域総括安全衛生委員会を置く。 2 地域総括安全衛生委員会は、次の事項を調査審議し、所属長に意見を述べるものとする。 (1) 支庁地域職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。 (2) 支庁地域職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。 (3) 公務災害の原因及び再発防止に関すること。 (4) 支庁地域職員の健康管理に関する計画に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、支庁地域職員の安全、健康障害の防止及び健康の保持増	進に関すること。 3 第21条から前条までの規定は、地域総括安全衛生委員会について準用する。この場合において、第22条第1項中「総括安全衛生管理者」とあるのは「地域総括安全衛生管理者」と、前条中「総務部職員厚生課」とあるのは「支庁総務部総務課」と読み替えるものとする。 4 地域総括安全衛生委員会の議長は、会議の開催の都度、その開催状況を安全衛生委員会等開催状況報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。 (安全衛生委員会) 第26条 法第19条に規定する安全衛生委員会は、所属長を長とする職場のうち常時50人以上の職員を有する職場に置く。 2 安全衛生委員会は、次の事項を調査審議し、所属長に意見を述べるものとする。 (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。 (2) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。 (3) 公務災害の原因及び再発防止に関すること。 (4) 職員の健康管理に関する計画に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全、健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。 3 第21条から第24条までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、第22条第1項中「総括安全衛生管理者」とあるのは「安全衛生管理者」と、第24条中「総務部職員厚生課」とあるのは「職員の安全衛生に関する事務を分掌する課等」と読み替えるものとする。 4 安全衛生委員会の議長は、安全衛生委員会の会議の開催の都度、その開催状況を安全衛生委員会等開催状況報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。 5 安全衛生委員会を置かない組織にあっては、安全衛生管理者は、職員の安全及び衛生に関する事項について職員の意見を聴くための安全衛生委員会に準じた安全衛生懇談の場を設けるよう努めなければならない。 6 安全衛生管理者は、前項に規定する場を設けたときは、その旨及び懇談の内容を安全衛生委員会等開催状況報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。 第4章 健康管理 (健康管理審査会) 第27条 職員の健康管理に関し必要な医学的専門事項を協議するため、道に健康管理審査会を置く。 2 健康管理審査会は、総括安全衛生管理者又は総括産業医が指名する者をもって組織する。 3 健康管理審査会の運営に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。 4 総括安全衛生管理者は、第31条第2項に規定する健康管理区分の決定及び第32条第3項
--	---

の規定による健康管理区分の変更の決定に際し、職員等からの申出があったときその他総括安全衛生管理者が必要があると認めるときは、健康管理審査会の会議を開催して協議するものとする。

（健康診断の実施）

第28条 総括安全衛生管理者は、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 海外派遣健康診断
- (4) 結核健康診断
- (5) 特別健康診断
- (6) 生活習慣病健康診断
- (7) 人間ドック健康診断
- (8) 婦人科健康診断
- (9) 臨時健康診断

2 前項各号に掲げる健康診断の検査項目、実施方法その他実施に関する具体的な事務処理等については、総括安全衛生管理者が別に定める。

（健康診断の受診義務）

第29条 職員は、前条の規定により総括安全衛生管理者が実施する健康診断（以下「健康診断」という。）を受けなければならない。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第30条 所属長は、職員の健康診断の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。

（健康管理区分の決定等）

第31条 産業医、総括産業医又は総括精神保健産業医（以下「産業医等」という。）は、健康診断の結果に基づき、その職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を参考にし、その職員の別表第4に定める区分による健康管理区分（以下「健康管理区分」という。）を判定し、所属長及び総括安全衛生管理者に通知する。

2 所属長は、産業医等の判定を勘案するとともに必要に応じて総括産業医又は総括精神保健産業医と協議して、健康管理区分を決定する。

3 所属長は、前項の規定により健康管理区分を決定したときは、直ちに、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 総括安全衛生管理者は、決定された健康管理区分を健康診断の結果と併せて当該職員に通知するものとする。

（健康管理区分の変更）

第32条 職員が、1か月以上の長期療養後に職場に復帰しようとするとき、1か月未満の療

養後に職場に復帰しようとする場合であって主治医からの勤務に関する指示があるとき又は勤務条件等の変更を希望するときは、所属長に医師の診断書を添付し、健康管理区分変更願を提出しなければならない。

2 所属長は、職員が疾病のため1か月以上の療養をするときは、療養期間が1か月に達した時点において、健康管理区分を別表第4の区分によるA1（要休業・要医療）に変更することとする。

3 所属長は、健康管理区分の変更願の提出があったときは、産業医等の面談を受けさせるとともに、産業医等の判定及び意見を聴取し、勤務条件等を十分勘案して健康管理区分の変更を決定しなければならない。ただし、精神及び行動の障害等に係る健康管理区分の変更を行うときは、健康管理審査会に判定を求めるものとする。

4 所属長は、健康管理区分の変更を決定したときは、変更後の健康管理区分及び変更理由を健康管理区分変更決定通知書により職員に通知するとともに、健康管理区分変更報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（事後措置）

第33条 総括安全衛生管理者及び所属長は、健康管理区分の決定及び変更の決定を受けた職員について、その健康管理区分に応じ、別表第4の事後措置の基準欄に定める基準に従い、適切な事後措置を執らなければならない。

2 所属長は、前項の事後措置の実施に当たり、次に掲げる職員については、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴いた後、業務に就くことを禁止することができる。

(1) 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染のおそれが高いと認められる者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病であって、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

（保健指導）

第34条 総括安全衛生管理者及び所属長は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる職員に対し、医師及び保健師による保健指導を行うものとする。

（療養等の義務）

第35条 第33条第1項及び前条の規定による事後措置等に関する指示及び保健指導を受けた職員は、その指示並びに医師及び保健師の療養指導及び保健指導に従い、療養等に専念する等健康の回復に努めなければならない。

（長期療養者の報告等）

第36条 所属長は、職員が疾病のため1か月以上の療養をするときは、長期療養者報告書により、地域総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 所属長は、前項に規定する職員の療養の経過を長期療養者経過記録カードに記録するとともに、療養を開始した日から3か月ごとに、長期療養者経過報告書により地域総括安全

衛生管理者に報告しなければならない。

- 3 前2項の規定により報告を受けた地域総括安全衛生管理者は、遅滞なく総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（死亡者の報告等）

第37条 所属長は、職員が死亡したときは、死亡者報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の規定により報告を受けたもののうち死亡の種類が自殺とされたものについて、精神保健医又は産業医等により周囲の職員に対して面接、研修、要因把握等を実施し、再発防止及び発生予防に努めなければならない。

（過重労働による健康障害の防止）

第38条 所属長は、過重労働による健康障害を防止するため、職員の1月の時間外勤務時間が80時間を2か月連続して超えた場合は、産業医等に対し、該当する職員の氏名及び時間外勤務時間数を報告しなければならない。

- 2 産業医等は、前項の報告を受けた場合は、当該職員の健康診断データ等により健康状態を審査し、必要があると認めた場合は、職員及び所属長との面談を実施し、健康管理上必要な措置を講じなければならない。

第5章 雑則

（健康情報の取扱い）

第39条 職員の健康情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に留意することとし、その収集、保管（開示を含む。）、使用等の処理は産業医等又は保健師が行うものとする。

- 2 所属長は、別に定める職員の健康情報に係る取扱基準により、健康情報の取扱いを行わなければならない。

- 3 産業医は、職員が異動等により転出した場合は、保管する健康情報を当該転出先の産業医に送付しなければならない。

- 4 職員の健康情報、安全衛生委員会等の議事録、その他職員の安全及び健康管理に関する記録については、これを5年間（特別健康診断（放射線業務に従事する職員に限る。）にあっては30年間）保存しなければならない。

（秘密の保持）

第40条 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、同様とする。

（健康管理手帳）

第41条 総括安全衛生管理者は、職員の健康意識の高揚に資するため、職員に健康管理手帳を交付するものとする。

（臨時的任用職員の安全及び健康の確保）

第42条 臨時的任用職員及び非常勤職員の安全及び健康の確保については、別に定める。

（委任）

第43条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

安全管理者、安全衛生推進者及び安全担当者の選任基準

事業種別	常時使用職員数	安全管理者	安全衛生推進者	安全担当者
林業又は建設業	常時10人未満	-	-	1
	常時10人以上50人未満	-	1	-
	常時50人以上	1	-	-

別表第2（第12条関係）

衛生管理者、衛生推進者及び衛生担当者の選任基準

職員数	衛生管理者	衛生推進者	衛生担当者
10人未満	-	-	1人以上
10人以上 50人未満	-	1人以上	-
50人以上 200人未満	1人以上	-	-
200人以上 500人未満	2人以上	-	-
500人以上 1,000人未満	3人以上	-	-
1,000人以上 2,000人未満	4人以上	-	-
2,000人以上 3,000人未満	5人以上	-	-
3,000人以上	6人以上	-	-

別表第3（第13条関係）

産業医の選任基準

職員数	産業医
50人以上 3,000人未満	1人以上
3,000人以上	2人以上

別表第4（第31条、第32条、第33条関係）

健康管理区分

区分	就労指導	医療判定	内 容	事後措置の基準
A 1	要休業	要医療	勤務を休む必要があり、医師による直接の医療行為を必要とする。	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間、勤務させない。医療機関のあっせん等により適切な治療行為を受けさせるようにする。
B 1	要軽業	要医療	勤務の軽減を必要とし、医師による直接の医療行為を必要とする。	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。以下同じ。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）及び出張をさせない。医療機関のあっせん等により適切な治療を受けさせるようにする。
B 2	要軽業	要観察	勤務の軽減を必要とし、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。	職務の変更、勤務場所の変更、休暇等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせない。経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
C 1	要注意	要医療	勤務に注意を必要とし、医師による直接の医療行為を必要とする。	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。医療機関のあっせん等により適切な治療を受けさせるようにする。
C 2	要注意	要観察	勤務に注意を必要とし、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。

D 2	平常	要観察	平常に勤務してよく、治療は必要ないが、医師による経過観察を要する。
D 3	平常	観察不要	平常に勤務してよく、医師による治療及び経過観察を必要としない。

告 示

北海道告示第324号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年 3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 労働力調査1年目調査報償品購入に係る契約（単価契約）

ア 調達（単価契約）する物品等の名称及び数量

(ア) 調達する物品等の名称

タオルハンカチ 2枚組及びシャープペンシルのセット

なお、タオルハンカチはポリエチレン袋に、シャープペンシルはのし袋に入れる。

(イ) 調達する物品等の予定数量

8,976セット

イ 調達する物品等の仕様等

(ア) タオルハンカチ

a 素 材 綿100%

b 糸使い パイル糸16番手単糸（都築紡績TS製（国産）又は日本紡績協会会員会社が日本国内で製造した同等品とする。以下同じ。）

縦糸 20番手単糸

横糸 20番手単糸

c サイズ 約250mm×250mm±3%

d 刃 付 約30g/枚±3%

e 密度 おさ50本、打込み52本（インチ間） f 加工 耳メロー巻、ヘム総吊り g 柄 無し h 染色 (a) 草木による本手染め（機械染め不可） (b) 山桃（黄色）及びえんじゅ（緑色）又は同系色 i その他 (a) 財団法人日本環境協会の「無漂白タオル」（エコマーク）の認定を受けること。 (b) 国産であること。 (c) ポリエチレン袋の仕様は、入札説明書による。 (イ) シャープペンシル 0.5mm芯を使用する物とし、その他の仕様等は入札説明書による。 (2) 労働力調査2年目調査報償品購入に係る契約（単価契約） ア 調達（単価契約）する物品等の名称及び数量 (ア) 調達する物品等の名称 フェイスタオル及びシャープペンシルのセット なお、フェイスタオルはポリエチレン袋に、シャープペンシルはのし袋に入れる。 (イ) 調達する物品等の予定数量 8,976セット イ 調達する物品等の仕様等 (ア) フェイスタオル a ニナリッチ「クオーレ」品番NRFO2003 スドウ株式会社 青色 b ヒロコシノ「ヴォイス」品番KH-1055 日織商工株式会社 c フィラ「F・ソリッド」品番FA-1079 日織商工株式会社 白色 d ヨシエイナバ「クロワール」品番IY-2095 日織商工株式会社 青色 e aからdまでの品目から1種類を調達する。 f 2枚組の品目については、1枚ずつ分割して取り扱うこととする。 g ポリエチレン袋の仕様は、入札説明書による。 (イ) シャープペンシル 0.5mm芯を使用する物とし、その他の仕様等は入札説明書による。 2 契約期間 契約締結の日から平成17年3月31日まで 3 納入場所 北海道総合企画部統計課 4 入札に参加する者に必要な資格 (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	5 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 (2) 交付期間 平成16年3月26日から4月2日まで 7 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階1号会議室 (2) 入札日時 ア 1の(1) 平成16年4月6日（火）午前9時30分 イ 同 (2) 同 午前9時45分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 8 入札保証金 入札保証金は、免除する。 9 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 10 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 11 契約書作成の要否 要 12 入札申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札申込書を1に規定する契約ごとに提出すること。 (1) 提出期限 平成16年4月2日（金） (2) 提出場所 5に同じ。 13 その他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き相当額（単価）を記載すること。 なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算するものとする（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
--	--

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部統計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694 (4) この入札は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第325号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成16年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 資格及び調達をする役務の種類 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成16年度北海道告示第326号による北海道環境生活部の複写サービスの供給に係る契約 (2) 資 格 北海道環境生活部の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 北海道環境生活部の複写サービスの供給 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者ではないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税の滞納がないこと。 (5) 平成16年3月1日において引き続き2年以上複写サービスの供給事業を営んでいること。 (6) 北海道環境生活部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその付属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 平成16年3月30日から4月6日まで (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道環境生活部総務課 イ 提出先の住所 札幌市中央区北3条西6丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協同組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該機関の更新手続 (1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は平成16年北海道告示第326号による契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
--	--

北海道告示第326号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道環境生活部の複写サービス 一式

(2) 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成16年4月14日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月20日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。

(4) 履行場所 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課、生活文化・青少年室生活振興課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年度北海道告示第325号に規定する北海道環境生活部の複写サービスの供給の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁舎 12階環境生活部第1号会議室

(2) 入札日時 平成16年4月8日（木）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限

の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否 要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの相当価格（単価及び入札総額）とすること。

なお、消費税相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道環境生活部総務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 111

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第327号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成16年3月26日に一般競争入札の公告を行う北海道農政部の複写サービスの供給に係る契約

(2) 資格 北海道農政部の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）

(3) 役務の種類 北海道農政部に係る複写サービスの供給

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成16年3月26日において引き続き2年以上その供給事業を営む者であること。
- (6) 北海道農政部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年3月26日（金）から4月6日（火）まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道農政部農政課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資 格 の 有 効 期 間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第328号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道農政部の複写サービスの供給 デジタル複写機（白黒）2台

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成16年5月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履 行 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示第327号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部大会議室

(2) 入 札 日 時 平成16年4月15日（木）午前9時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き相当価格（単価及び入札総価額）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道農政部農政課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 125
- (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第329号

地方自治法施行令（昭和22年政令第26号。以下「政令」という。）第267条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年3月26日に一般競争入札の公告を行う北海道経済部の複写サービスの供給に係る契約
- (2) 資 格 北海道経済部の複写サービスの供給の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道経済部の複写サービスの供給

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税に滞納のない者であること。
- (5) 平成16年3月1日現在において引き続き2年以上複写サービスの供給事業を営んでいること。
- (6) 北海道経済部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、仕様書及び数量の記載の複写要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協同組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協同組合にあっては、設立の際に資格を有するものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年3月26日（金）から4月5日（月）まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道経済部総務課 イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に当該提出先の指示により作成した申請書類を提出を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第330号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 経済部の複写サービスの供給 電子複写機（白黒） コンソール型 13台 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年5月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年4月30日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。 (4) 履 行 場 所 別途指示する場所	2 入札に参加する者に必要な資格 平成16年北海道告示第329号に規定する北海道経済部の複写サービスの供給資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階 経済部2号会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年4月12日（月）午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等又は電報による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をしたもののうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価））にそれぞれの予定供給数を乗じて得た額の合計額が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道経済部総務課
---	---

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 127

- (4) この告示の内容は予定であり、変更することがあり得る。
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止があり得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江別土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
平成16年 3 月26日

退 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成16. 2. 25	理 事	鶴 見 徹 夫	江別市豊幌805番地 3
同	監 事	芝 木 彰 司	同 篠津480番地 2

北海道告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、道営土地改良（常呂第 2 豊川地区畑地帯総合整備［担い手支援型（単独土層改良）］（暗きよ、土層改良））事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年 3 月29日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成16年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、小清水町の行う土地改良（浜小清水南地区基盤整備促進［基盤整備］（農道））事業の施行の協議について審査した結果、適当と決定した。
その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年 3 月29日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成16年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。
平成16年 3 月26日

事業主体名	地区名	事業 の 種 類	完了年月日
栗 沢 町	11号線	基盤整備促進［基盤整備］（農道）	平成15.12. 9
南 幌 町	岐美東	同	同 15.12.10

北海道告示第335号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。
平成16年 3 月26日

地 区 名	事業 の 種 類	完了年月日
郊 南	畑地帯総合整備（農道）	平成15. 6. 30
同	同（農業用排水）	同 15. 9. 30
同	同（暗きよ）	同 14.11.29
同	同（客土）	同
上 音 更	同［緊急整備型］（農道）	同 15. 7. 24
同	同（土層改良）	同
同	同（暗きよ）	同
同	同（農業用排水）	同 15. 3. 24
同	同（区画整理）	同 14.12. 9

北海道告示第336号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成16年 3 月26日

登録番号	肥料の種 類	肥料の名称	保証成分量(%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	登録有効期限	
					名 称 住 所		
北 海 道 第2822号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体肥料	窒 素 全 量 5.0 りん酸全量 1.0	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	ホクレン農業 協同組合連合 会	札幌市中央区北 4条西1丁目3 番地	平成19. 3. 18
北 海 道 第2798号	副産動物 質肥料	副産動物質肥 料 8：2	窒 素 全 量 8.0 りん酸全量 2.0	含有を許される有害成分の 最大量は公定規格のとおり	株式会社日興 商事	釧路市星が浦大 通4丁目5番	同 19. 3. 22

北海道 炭酸カル 50.0カーボン アルカリ分50.0 その他の制限事項は公定規 道南石灰工業 札幌市東区北20 平成22. 3.28
第2535号 シウム肥 ブラック入り 格のとおり 株式会社 条東7丁目2番
料 防散炭酸カル シウム肥料 34号

北海道告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年 3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 苫前郡羽幌町大字天売字豊畑12の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 干害の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 苫前郡羽幌町大字天売字豊畑3の1・13の1・14の1・80（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2、3の2、4、6、10、65、73、74
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所 天塩郡天塩町字川口8680・8681・8682の1・8683・8685・8687・8691・8694・8699（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、8684、8686、8688から8690まで、8692、8696

- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林の所在場所 沙流郡平取町字川向84の5
- (2) 指定の目的 干害の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町上風連230の7
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡追分町白樺2丁目1の2
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 標津郡中標津町字俵橋1516の1・1516の3・1517の1・1517の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第340号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
阿寒郡阿寒町字シアンヌ2の1・4の1・4の2・5の1・5の15・7の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2の3、2の8、3の1、3の3、3の6、4の4、4の6、4の14、4の76から4の78まで、5の9から5の14まで、5の16、5の18、5の24、5の37、6、7の7、7の10、7の222から7の226まで、7の321、字シュリコマベツ5の1・5の13・7の1・13の1・13の10・13の15・14の1・14の4・15の1・23・26・27の1・27の5・28の3・28の6（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）、7の12、10、11の1、11の3、12の1から12の3まで、13の5、13の6、13の8、13の9、13の12、13の13、13の17から13の22まで、13の24、13の26、14の3、14の5、15の2から15の4まで、16から22まで、24、25、27の6、27の8、27の9、27の12、27の13、27の23、28の1、28の4、字チクシヨベツ1から5まで、字オクルシュベ6の1・7の1・7の3・7の9・18の1から18の3まで・19の1・19の3・21の1・22（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、1の1から1の3まで、2の1、4の1、4の3、4の5、4の6、4の10、4の13、4の30、5の1、5の3、7の19、7の20、7の27、8、9、17の1、17の2、18の4から18の7まで、19の2、19の4、20、21の3、21の4、21の12から21の15まで、24の1、24の2
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町字冬島214の1・字幌満109の1・114の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、109の4
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 厚田郡厚田村大字古潭村302・410・411・478（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、301の4、字古潭川上流477（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字古潭村301の4・410・478・字古潭川上流477（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡雄武町字道有林1の2・5の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
字道有林1の2・5の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 江別市西野幌891の4、891の6、891の8、891の10
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 歌志内市字東光23の2・字上歌32の5・32の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 歌志内市字歌神104・字神威280の1・字中村83の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 歌志内市字中村83の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 9(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町字幌満114の1・134・字冬島214の1・217（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに歌志内市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 旭 川 深 川 線 北海道札幌土木現業所	深川市一已町字一已6706番地先から 深川市一已町字一已4561番地先まで	平成16. 3.26
道道 小 平 幌 加 内 線 北海道札幌土木現業所	雨竜郡幌加内町字清月618番10地先から 雨竜郡幌加内町字清月9363番1地先まで	同
道道 湯 内 内 園 線 北海道札幌土木現業所	深川市納内町3丁目3934番8地先から 深川市納内町3丁目6358番4地先まで	同
道道 旭 川 芦 別 線 北海道札幌土木現業所	旭川市神居町豊里60番1地先から 旭川市神居町豊里136番1地先まで	同
	旭川市神居町豊里182番1地先から 旭川市神居町豊里181番1地先まで	同
道道 旭 川 多 度 志 線 北海道札幌土木現業所	深川市多度志3152番地先から 深川市多度志3094番地先まで	同
道道 夕 張 岩 見 沢 線 北海道札幌土木現業所	夕張市清水沢1丁目国有林空知森林計画区空知森林管理署40 林班二小班地先から夕張市千代田4番25地先（河川敷地）地 先まで	同
道道 月 形 厚 田 線 北海道札幌土木現業所	厚田郡厚田村大字別狩村国有林札幌営林署277林班い3小班 地先から厚田郡厚田村大字別狩村国有林札幌営林署277林班 い3小班地先まで	同
道道 上 芦 別 停 車 場 線 北海道札幌土木現業所	芦別市上芦別572番地先から 芦別市上芦別513番9地先まで	同
道道 茂 世 丑 最 上 線 北海道札幌土木現業所	空知郡栗沢町字最上302番5地先（一般国道234号交点）から 空知郡栗沢町字最上302番5地先（一般国道234号交点）まで	同
道道 深川砂川自転車道線 北海道札幌土木現業所	深川市一已町字一已3176番1地先から 砂川市西3条北9丁目560番1地先まで	同
道道 砂 川 歌 志 内 線 北海道札幌土木現業所	歌志内市字歌神63番5地先から 歌志内市字歌神74番地先まで	同
道道 泉 沢 新 千 歳 空 港 線 北海道札幌土木現業所	千歳市柏陽5丁目14番地先から 千歳市福住1丁目3番5地先まで	同
道道 美 馬 牛 神 楽 線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字ルベシベ7458番1地先から 上川郡美瑛町字ルベシベ9786番地先まで	同
道道 旭 川 空 港 線 北海道旭川土木現業所	旭川市西神楽5線18号57番2地先から 旭川市西神楽5線18号57番3地先まで	同
道道 瑞穂旭川停車場線 北海道旭川土木現業所	旭川市東旭川町日ノ出157番14地先から 旭川市東旭川町日ノ出51番3地先まで	同
道道 和 寒 鷹 栖 線 北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町6471番1地先から 上川郡鷹栖町6493番1地先まで	同
道道 上 雨 粉 台 場 線 北海道旭川土木現業所	旭川市神居町富沢215番4地先から 旭川市神居町富沢233番7地先まで	同
	旭川市神居町台場23番2地先（河川敷地）から 旭川市神居町台場97番1地先まで	同

道道 愛 別 当 麻 旭 川 線 北海道旭川土木現業所	上川郡愛別町3条東4丁目374番1地先から 上川郡愛別町298番1地先まで	同
道道 十 勝 岳 温 泉 美 瑛 線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町国有林美瑛事業区73林班い小班地先から 上川郡美瑛町国有林美瑛事業区73林班い小班地先まで	同
	上川郡美瑛町丸山町1丁目8番72地先から 上川郡美瑛町中町2丁目245番28地先まで	同
道道 士 別 滝 ノ 上 線 北海道旭川土木現業所	士別市東5条7丁目1609番3地先から 士別市東山町3028番2地先まで	同
道道 旭 川 幌 加 内 線 北海道旭川土木現業所	旭川市江丹別町芳野49番2地先から 旭川市江丹別町芳野49番1地先まで	同
	旭川市江丹別町芳野170番1地先から 旭川市江丹別町芳野179番地先まで	同
道道 パ ン ケ 風 連 線 北海道旭川土木現業所	上川郡風連町字池の上60番地先から 上川郡風連町字池の上139番1地先まで	同
道道 美 深 雄 武 線 北海道旭川土木現業所	中川郡美深町仁宇布337番3地先から 中川郡美深町仁宇布1097番地先まで	同
道道 雨 竜 旭 川 線 北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町5815番4地先から 上川郡鷹栖町5817番1地先まで	同
道道 当 麻 上 川 線 北海道旭川土木現業所	上川郡当麻町4105番1地先から 上川郡当麻町4134番1地先まで	同
道道 夕 張 新 得 線 北海道旭川土木現業所	勇払郡占冠村字二ニウ上川南部森林管理署事業区1203林班イ 小班から勇払郡占冠村字二ニウ上川南部森林管理署事業区 1203林班イ小班地先まで	同
	勇払郡占冠村字二ニウ上川南部森林管理署事業区1209林班イ 小班から勇払郡占冠村字二ニウ上川南部森林管理署事業区 1209林班イ小班まで	同
	勇払郡占冠村字二ニウ507番2地先（河川敷地）から 勇払郡占冠村字二ニウ507番1地先（河川敷地）まで	同
	勇払郡占冠村字二ニウ501番1地先（河川敷地）から 勇払郡占冠村字二ニウ501番1地先（河川敷地）まで	同
	勇払郡占冠村字中トマム2156番1地先から 勇払郡占冠村字中トマム2148番地先まで	同
道道 東 川 東 神 楽 旭 川 線 北海道旭川土木現業所	上川郡東神楽町字東神楽462番1地先から 上川郡東神楽町字東神楽419番21地先まで	同
	上川郡東神楽町南1条東2丁目316番108地先から 上川郡東神楽町南1条東2丁目918番地先まで	同
	上川郡東神楽町南1条西2丁目748番1地先から 上川郡東神楽町南1条西3丁目224番16地先まで	同
	上川郡東神楽町字東神楽50番32地先から 上川郡東神楽町字東神楽40番12地先まで	同
道道 稚 内 猿 払 線 北海道稚内土木現業所	稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署1003林班ひ小 班地先から稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署 1003林班へ小班まで	同 16. 4. 1
道道 紋 別 丸 瀬 布 線 北海道網走土木現業所	紋別市元紋別596番1地先から 紋別市元紋別607番1地先まで	同 16. 3.26
	紋別市藻別628番1地先から 紋別市藻別681番地先まで	同

[illegible]

北見置戸線 北海道網走土木現業所	常呂郡置戸町字川南462番2地先から 常呂郡置戸町字川南187番2地先まで	後	24.50mから 48.50mまで	158.50m	道道留辺蘂佐呂間線 重複L = 16.00m	網走端野線 北海道網走土木現業所	網走郡女満別町字住吉680番16地先から 網走郡女満別町字住吉680番1地先まで	後	17.50mから 25.00mまで	556.50m	—
		前	17.00mから 37.00mまで	140.00m	—			前	21.81mから 22.00mまで	1,733.92m	—
		後	17.00mから 37.00mまで	140.00m	—			後	21.81mから 43.00mまで	1,192.99m	—
置戸訓子府北見線 北海道網走土木現業所	常呂郡訓子府町字実郷142番1地先から 常呂郡訓子府町字実郷224番21地先まで	前	15.79mから 28.00mまで	1,338.90m	—	中園網走停車場線 北海道網走土木現業所	網走市字八坂128番地先から 網走市字潮見323番2地先まで	前	14.50mから 53.50mまで	1,926.01m	—
		後	20.59mから 22.00mまで	1,351.50m	—			後	19.50mから 56.00mまで	1,926.01m	—
		前	10.90mから 11.50mまで	531.99m	道道訓子府津別線 重複L = 17.00m			前	10.50mから 23.00mまで	2,502.70m	—
置戸温根湯線 北海道網走土木現業所	常呂郡訓子府町字大谷13番3地先から 常呂郡訓子府町字大谷22番1地先まで 常呂郡訓子府町字大谷13番3地先から 常呂郡訓子府町字大谷25番9地先まで	後	22.93mから 57.20mまで	522.08m	道道訓子府津別線 重複L = 10.00m	明生北浜線 北海道網走土木現業所	網走市字音根内32番1地先から 網走市字実豊30番1地先まで	後	12.20mから 36.00mまで	2,502.70m	—
		前	16.55mから 25.26mまで	862.18m	—			前	19.00mから 37.00mまで	884.80m	—
		後	16.89mから 28.22mまで	862.18m	—			後	17.00mから 27.00mまで	884.80m	—
美深雄武線 北海道網走土木現業所	紋別郡雄武町字上雄武773番1地先から 紋別郡雄武町字上雄武812番3地先まで	前	15.40mから 26.10mまで	634.90m	—	弟子屈熊牛原野線 北海道釧路土木現業所	川上郡標茶町字標茶1016番3地先から 川上郡標茶町字標茶721番1地先まで	前	16.25mから 26.50mまで	1,342.00m	—
		後	15.40mから 26.10mまで	634.90m	—			前	18.82mから 45.00mまで	1,305.00m	—
		後	17.88mから 44.80mまで	636.10m	—			後	18.82mから 45.00mまで	1,305.00m	—
北見端野美幌線 北海道網走土木現業所	網走郡美幌町字昭野242番2地先から 網走郡美幌町字昭野206番1地先まで	前	11.00mから 11.00mまで	620.86m	—	西春別春別停車場線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町豊原1番25地先から 野付郡別海町中春別175番13地先まで	前	8.50mから 47.00mまで	479.15m	—
		前	19.50mから 73.80mまで	610.82m	—			後	9.70mから 51.50mまで	479.15m	—
		後	19.50mから 73.80mまで	610.82m	—			前	19.00mから 24.00mまで	219.93m	一般国道44号 重複L = 10.93m
嘉多山美幌線 北海道網走土木現業所	網走郡女満別町字豊里93番地先から 網走郡女満別町字豊里183番1地先まで	前	14.40mから 17.50mまで	439.80m	—	茶内停車場線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町茶内橋北西39番地先から 厚岸郡浜中町茶内橋北西26番地先まで	後	19.00mから 24.00mまで	219.44m	一般国道44号 重複L = 12.34m
		後	18.50mから 19.50mまで	439.80m	—			前	19.00mから 46.39mまで	558.00m	—
		前	14.18mから 28.50mまで	959.87m	—			前	22.00mから 84.61mまで	530.00m	—
福住女満別線 北海道網走土木現業所	網走郡女満別町字開陽309番1地先から 網走郡女満別町字開陽274番6地先まで	前	17.61mから 33.05mまで	954.04m	—	釧路鶴居弟子屈線 北海道釧路土木現業所	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北3線東23番2地先から 阿寒郡鶴居村字雪裡原野北4線東22番1地先まで	後	22.00mから 84.61mまで	530.00m	—
		後	17.61mから 33.05mまで	954.04m	—			前	20.04mから 28.97mまで	575.00m	—
		前	10.00mから 22.00mまで	1,098.18m	—			前	22.30mから 51.60mまで	580.00m	—
屈斜路津別線 北海道網走土木現業所	網走郡津別町字上里661番2地先から 網走郡津別町字上里640番地先まで	後	8.00mから 52.00mまで	1,098.18m	—	根室半島線 北海道釧路土木現業所	根室市豊里64番2地先から 根室市豊里6番2地先まで	後	22.30mから 51.60mまで	580.00m	—
		前	9.00mから 9.00mまで	556.50m	—			前	21.99mから 33.35mまで	550.00m	—
		前	9.00mから 9.00mまで	556.50m	—			前	21.99mから 33.35mまで	550.00m	—
北見常呂線 北海道網走土木現業所	常呂郡常呂町字豊川113番地先から 常呂郡常呂町字豊川70番7地先まで	前	9.00mから 9.00mまで	556.50m	—	別海厚岸線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町暮帰別東3丁目24番地先から 厚岸郡浜中町暮帰別東3丁目16番地先まで	前	21.99mから 33.35mまで	550.00m	—

厚岸郡浜中町新川東1丁目249番地先から 厚岸郡浜中町仲の浜13番地先まで	後	18.40mから 29.08mまで	550.00m	—
	前	25.09mから 52.10mまで	210.03m	—
上 風 連 中 西 別 線 北海道釧路土木現業所	後	15.30mから 43.00mまで	210.03m	—
	前	17.00mから 23.00mまで	793.00m	—
養 老 牛 虹 別 線 北海道釧路土木現業所	後	20.00mから 33.95mまで	793.00m	—
	前	17.50mから 22.00mまで	375.92m	—
	後	22.90mから 28.00mまで	375.92m	—
	前			

北海道告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成16年4月1日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年 3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 釧路鶴居弟子屈線
2 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
釧路市若松町2番16地先から釧路市 新富士町1丁目2番18地先（一般国道38号交点）まで	前	19.00mから 59.00mまで	3,700.00m	一般国道38号 重複L=720.00m
	後	22.00mから 43.00mまで	2,492.00m	一般国道38号 重複L=11.00m

北海道告示第344号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年 3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項社団法人北海道食品衛生協会の事項中「北海道食品衛生協会札幌中央支部」、「同 札幌市食品衛生協会連合会事務所」、「同 札幌西支部」、「同 札幌東支部」、「同 札幌白石支部」、「同 札幌南支部」、「同 札幌北支部」、「同 札幌豊平支部」、「同 札幌手稲支部」、「同 札幌厚別支部」及び「同

札幌清田支部」を削り、「同 江別支部」を「北海道食品衛生協会江別支部」に改める。

- 2 売りさばき人の項社団法人北海道食品衛生協会の事項の次に次の1事項を加える。

札幌市食品衛生協会 平成16. 4. 1 札幌市食品衛生協会
札幌市中央食品衛生協会
札幌市北食品衛生協会
札幌市東食品衛生協会
札幌市白石食品衛生協会
札幌市厚別食品衛生協会
札幌市豊平食品衛生協会
札幌市清田食品衛生協会
札幌市南食品衛生協会
札幌市西食品衛生協会
札幌市手稲食品衛生協会

道 立 畜 産 試 験 場 告 示

北海道立畜産試験場告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第26号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年 3月26日

北海道立畜産試験場長 田 村 千 秋

- 1 資格及び調達する役務の種類

平成16年度において北海道立畜産試験場が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年 3月26日に一般競争入札の公告を行う北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託契約
(2) 資 格 北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託の資格（以下「資格」という。）
(3) 役 務 の 種 類 北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託

- 2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「ボイラー技士」の資格を有する者を雇用していること。
- (5) 平成16年3月1日現在において、引き続き2年以上空調暖房設備保守点検業務を営んでいること。
- (6) 北海道内に本社、支店等営業拠点を置く事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(4)及び(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年3月26日（金）から4月7日（水）まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道立畜産試験場総務部総務課
- イ 提出先の所在地 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
- 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法
- 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契

約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立畜産試験場告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月26日

北海道立畜産試験場長 田村千秋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月19日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道立畜産試験場告示第3号に規定する北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託の資格を有すること。

3 契約の条項を示す場所

北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場中会議室
- (2) 入札日時 平成16年4月16日（金）午後1時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札の参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立畜産試験場総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 081 - 0038 北海道上川郡新得町字新得西 5 線39番地 電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2210 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。 (5) 詳細は、入札説明書による。	1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 ア 情報管理システム機器 一式 （1月当たりの単価） イ ワークステーション 一式 同 ウ レーザープリンタ 4台 同 エ 顕微鏡画像処理システム機器 一式 同 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 借 上 期 間 ア 平成16年 5月14日から平成17年 3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年 5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 イからエまで 平成16年 5月14日から平成17年 3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年 5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 北海道立北方建築総合研究所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (4) 上川支庁管内に本店又は支店（営業所）を有し、当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年 3月26日（金）から4月 7日（水）まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078 - 8801 北海道旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番20号 北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番20号
道立北方建築総合研究所 告 示	
北海道立北方建築総合研究所告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年 3月26日 北海道立北方建築総合研究所長 辻 博 司	

北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号 北海道立北方建築総合研究所多目的ホール (2) 入 札 日 時 平成16年4月14日(水)午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入札保証金及び契約保証金 免除する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 078 - 8801 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号	電話番号 0166 - 66 - 4211 内線 222 (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 道教育委員会教育長告示 北海道教育委員会教育長告示第7号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成16年3月26日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 人事情報システムに係る汎用コンピュータと接続する端末機及び周辺機器等 3式 (1月当たりの単価) (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成16年5月6日(木) (4) 契 約 期 間 平成16年5月6日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年5月5日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。 (5) 納 入 場 所 北海道教育庁企画総務部教職員課及び北海道教育庁企画総務部総務課 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
---	---

ア 申 請 の 時 期 平成16年 3月26日（金）から31日（水）まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部教職員課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部教職員課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館8階2号会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年 4月12日（月）午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 消費税等課税事業者の申出 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁企画総務部教職員課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 218 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 <tr><td colspan="2" data-bbox="1145 784 2123 862">道教育庁空知教育局告示</td></tr> <tr><td colspan="2" data-bbox="1145 862 2123 1451"> 北海道教育庁空知教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成16年 3月26日 北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房 1 落札又は随意契約に係る物品等の名称及び数量（北海道美唄養護学校改築に係る物品購入） (1) 昇降式平行棒ほか 14品目 36点 (2) キーボードほか 20品目 59点 2 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 平成16年 3月1日 3 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 有限会社きたの イ 住 所 北海道美唄市西1条北1丁目1番27号 (2)ア 氏 名 株式会社北海楽器 イ 住 所 北海道札幌市北区北8条西4丁目 </td></tr>	道教育庁空知教育局告示		北海道教育庁空知教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成16年 3月26日 北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房 1 落札又は随意契約に係る物品等の名称及び数量（北海道美唄養護学校改築に係る物品購入） (1) 昇降式平行棒ほか 14品目 36点 (2) キーボードほか 20品目 59点 2 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 平成16年 3月1日 3 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 有限会社きたの イ 住 所 北海道美唄市西1条北1丁目1番27号 (2)ア 氏 名 株式会社北海楽器 イ 住 所 北海道札幌市北区北8条西4丁目	
道教育庁空知教育局告示					
北海道教育庁空知教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成16年 3月26日 北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房 1 落札又は随意契約に係る物品等の名称及び数量（北海道美唄養護学校改築に係る物品購入） (1) 昇降式平行棒ほか 14品目 36点 (2) キーボードほか 20品目 59点 2 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 平成16年 3月1日 3 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 有限会社きたの イ 住 所 北海道美唄市西1条北1丁目1番27号 (2)ア 氏 名 株式会社北海楽器 イ 住 所 北海道札幌市北区北8条西4丁目					

4 落札金額又は随意契約に係る契約金額

- (1) 1,333,500円
- (2) 3,948,000円

5 契約の相手方を決定した手続

- (1) 1の(1) 随意契約
- (2) 同 (2) 一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年北海道教育庁空知教育局告示第2号

7 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規程による。

8 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
- (2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年3月26日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ（職業科高校用）一式 84台（42台×2校）
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 平成16年6月1日（火）
- (4) 納 入 場 所 北海道美唄聖華高等学校及び北海道新十津川農業高等学校
- (5) 契 約 期 間 平成16年6月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年5月29日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい

ることを証明した者であること。

- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年3月26日（金）から4月15日（木）まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎3階会議室（送付による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成16年5月6日（木）午前10時（送付による場合は、平成16年4月30日までに必着のこと。）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目
電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117
- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer 84 1set
- B . Bid Tendering date and time : 10 : 00 A. M., May 6, 2004
(If mailed, bids must arrive no later than April 30)
- C . Contact
Accounting Division, General Affairs Department,
Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education
8-jo, Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan
Phone : 0126-23-2231 Extension 3117

道教育庁宗谷教育局告示

北海道教育庁宗谷教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年 3月26日

北海道教育庁宗谷教育局長 松 本 昭 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（42台分に係る1月当たりの単価）
パーソナルコンピューター式 42台（職業科）
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成16年 6月1日（火）
- (4) 納 入 場 所 北海道稚内高等学校
- (5) 契 約 期 間 平成16年 6月1日から平成17年 3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年 5月29日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年 3月26日（金）から 4月 9日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階5号会議室 (2) 入札日時 平成16年4月27日（火）午後2時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（42台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（42台分に係る1月当たり単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額（42台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課 イ 所在地 郵便番号 097 - 8639 稚内市末広4丁目2番27号		電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3114 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。																									
道選挙管理委員会告示 北海道選挙管理委員会告示第35号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道第十一選挙区支部の会計責任者 小松 英次から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部を次のとおり訂正する。 平成16年3月26日 北海道選挙管理委員会委員長 土屋 良三 第1 平成9年北海道選挙管理委員会告示第66号 1.(1)の表中 「<table><tr><td>105,356,774</td><td>6,913,861</td></tr></table>」を「<table><tr><td>101,356,774</td><td>10,913,861</td></tr></table>」に、 「<table><tr><td>4,000,000</td><td>83,197,264 (15,434,500)</td></tr></table>」を「<table><tr><td></td><td>79,197,264 (15,434,500)</td></tr></table>」に改める。 第2 平成10年北海道選挙管理委員会告示第103号 1.(1)の表中 「<table><tr><td>42,445,031</td><td>6,913,861</td><td>35,531,170</td><td>36,461,730</td><td>5,983,301</td></tr></table>」を 「<table><tr><td>46,451,176</td><td>10,913,861</td><td>35,537,315</td><td>38,461,730</td><td>7,989,446</td></tr></table>」に、 「<table><tr><td>172,470</td><td>8,870,000</td></tr></table>」を「<table><tr><td>179,115</td><td>10,870,000</td></tr></table>」に、 「<table><tr><td>933,368</td><td>10,323,786</td></tr></table>」を「<table><tr><td>933,368</td><td>12,323,786</td></tr></table>」に、		105,356,774	6,913,861	101,356,774	10,913,861	4,000,000	83,197,264 (15,434,500)		79,197,264 (15,434,500)	42,445,031	6,913,861	35,531,170	36,461,730	5,983,301	46,451,176	10,913,861	35,537,315	38,461,730	7,989,446	172,470	8,870,000	179,115	10,870,000	933,368	10,323,786	933,368	12,323,786
105,356,774	6,913,861																										
101,356,774	10,913,861																										
4,000,000	83,197,264 (15,434,500)																										
	79,197,264 (15,434,500)																										
42,445,031	6,913,861	35,531,170	36,461,730	5,983,301																							
46,451,176	10,913,861	35,537,315	38,461,730	7,989,446																							
172,470	8,870,000																										
179,115	10,870,000																										
933,368	10,323,786																										
933,368	12,323,786																										

「	26,137,944 (15,434,500)	同	を	「	26,137,944 (15,434,500)	有	に改める。
	642,665	同			642,665	無	

1.(9)イの表中

「	室蘭地方自動車整備政経懇話会	6,000,000	を	
「	室蘭地方自動車整備政経懇話会	6,000,000		
	十 勝 支 所			
	(政 党)			
	自由民主党北海道第十一選挙区支部	2,006,145		

第3 平成11年北海道選挙管理委員会告示第102号

1.(1)の表中

	102,543,520	5,983,301	96,560,219	88,550,441	13,993,079	を	
「						」	
	104,553,605	7,989,446	96,564,159	88,050,441	16,503,164	に、	
「						」	
	24,737,299	198,220	を	「	24,737,299	202,160	に、
			」				」
「	590,580	80,029,267 (9,683,000)	を	「	90,580	79,529,267 (9,683,000)	に改
			」				」

める。

1.(10)イの表中

「	自由民主党北海道第十一選挙区支部	500,000	を	
「	自由民主党北海道第十一選挙区支部	2,510,085	に改める。	

第4 平成12年北海道選挙管理委員会告示第163号

1.(1)の表中

「	47,004,238	13,993,079	33,011,159	35,374,255	11,629,983	を	
「	49,516,754	16,503,164	33,013,590	35,374,255	14,142,499	に	
「	11,550,000	744,259	を	「	11,550,000	746,690	に、
「	24,707,475 (1,000,000)	同	を	「	24,707,475 (1,000,000)	有	に改める。
	581,390	同			581,390	無	

1.(9)イの表中

「	北海道石油政治連盟胆振地方支部	500,000	を	
「	北海道石油政治連盟胆振地方支部	500,000		
	十 勝 支 所			
	(政 党)			
	自由民主党北海道第十一選挙区支部	2,512,516		

第5 平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号

1.(1)の表中

「	194,613,101	11,629,983	182,983,118	174,638,858	19,974,243	を
」						
「	197,127,623	14,142,499	182,985,124	174,638,858	22,488,765	に
」						
「	22,250,000	89,747	を	「	22,250,000	91,753
」				に、		」

164,188,595 (11,810,400)	無	を	164,188,595 (11,810,400)	同	に改める。
11,752,909	同		11,752,909	無	

1.(11)イの表中

室蘭地方自動車整備政経懇話会	6,000,000	を
----------------	-----------	---

室蘭地方自動車整備政経懇話会	6,000,000	に改める。
十勝支所		
(政 党)		
自由民主党北海道第十一選挙区支部	2,514,522	

第6 平成14年北海道選挙管理委員会告示第121号

1.(1)の表中

	149,365,991	19,974,243	129,391,748	115,659,555	33,706,436	を
	151,882,247	22,488,765	129,393,482	105,659,555	46,222,692	に、
	22,000,000	298,632	を	22,000,000	300,366	に、
	10,100,500	103,177,639 (5,877,500)	を	100,500	93,177,639 (5,877,500)	に改

める。

1.(10)イの表中

自由民主党北海道第十一選挙区支部	10,000,000	を
自由民主党北海道第十一選挙区支部	12,516,256	に改める。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月26日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

北海道公安委員会規則第3号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 警察署協議会に關すること。

第20条の7中「暴力団対策課」を「捜査第四課」に改める。

第20条の8中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 組織犯罪の取締りに關すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。

第20条の12（見出しを含む。）中「暴力団対策課」を「捜査第四課」に改める。

第22条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 交通安全運動の企画に關すること。

第22条の2第2号中「交通安全活動に關すること」の次に「（交通企画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第33条の8を第33条の9とし、第33条の3から第33条の7までを1条ずつ繰り下げ、第33条の2の次に次の1条を加える。

（情報発信推進室）

第33条の3 総務部広報課に、情報発信推進室を附置する。

2 情報発信推進室においては、地域安全情報の発信その他の広報及び広聴に関する事務を行う。

第35条の10を第35条の12とし、第35条の7から第35条の9までを2条ずつ繰り下げ、第35条の9の前に次の1条を加える。

（暴走族対策室）

第35条の8 交通部交通指導課に、暴走族対策室を附置する。

2 暴走族対策室においては、暴走族総合対策に関する事務を行う。

第35条の6を第35条の7とし、第35条の5を第35条の6とする。

第35条の4中「暴力団対策課」を「捜査第四課」に改め、同条を第35条の5とする。

第35条の3を第35条の4とし、第35条の2を第35条の3とし、第35条の次に次の1条を加える。

（安全・安心まちづくり推進室）

第35条の2 生活安全部生活安全企画課に、安全・安心まちづくり推進室を附置する。

2 安全・安心まちづくり推進室においては、市民生活の安全と平穩の確保及び街頭犯罪等の抑止対策に関する事務を行う。

第40条の2第1項中「管理部、初任教養部、幹部教養部及び術科教養部」を「庶務部、初任部、教務部及び指導部」に改め、同条第2項中「管理部」を「庶務部」に改め、同条第3項中「初任教養部」を「初任部」に、「初任警察官（初任総合科未終了警察官をいう。）」を「新たに採用された警察職員（以下この条において「初任警察職員」という。）」に改め、同条第4項中「幹部教養部」を「教務部」に、「前項に規定する」を「初任警察職員」に改め、「及び生活指導」を削り、同条第5項中「術科教養部」を「指導部」に、「警察術科」を「警察術科等」に改め、「教育訓練」の次に「及び初任警察職員以外の警察職員に対する生活指導」を加える。

第41条（見出しを含む。）中「管理部」を「庶務部」に改める。

第42条の2の次に次の1条を加える。

（部の附置機関）

第42条の3 指導部に、術科室を附置する。

2 術科室においては、第40条の2第5項に規定する警察術科等のうち、柔道、剣道、逮捕術、体育及び救急法の教育訓練に関する事務を行う。

第45条第1項中「管理部」を「庶務部」に改める。

第46条第2項及び第47条の2第3項中「暴力団対策課」を「捜査第四課」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第40号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成16年3月26日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 夫

番号	検定申請者の氏名又は名称及び所在地	型 式 の 概 要			検 定 番 号	検 定 の 有 効 期 間	
		遊技機の種 類	遊 技 機 の 分	型 式 名			
1	豊丸産業株式会社 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CR横山やすし伝説T	40001200	第40001200号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
2	豊丸産業株式会社 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CR横山やすし伝説V	40003200	第40003200号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
3	株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CREピンチュウ	30110600	第30110600号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
4	株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRブルースリーY	30109500	第30109500号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
5	奥村遊機株式会社 愛知県名古屋市長和区鶴舞二丁目2番18号	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号ロ	CRモナキスト	42003300	第42003300号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
6	株式会社ロデオ 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	回 胴 式遊 技 機	規則第6条第2号	ガメラハイグレードビジョン	44000500	第44000500号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
7	サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRマーメイドザブーンST	30111700	第30111700号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
8	サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRマーメイドザブーンHN	30105500	第30105500号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
9	サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRマーメイドザブーンFN	30107000	第30107000号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
10	株式会社ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRがんばれ！！ロボコンMA	40001600	第40001600号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
11	株式会社ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRがんばれ！！ロボコンMB	40004800	第40004800号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
12	株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRブルースリーW	40006300	第40006300号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
13	サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRリンダのどうにもとまらないHN	40002300	第40002300号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
14	サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRリンダのどうにもとまらないFN	40003900	第40003900号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
15	株式会社 藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CR松居直美Z	40004100	第40004100号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
16	株式会社 藤商事 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CR松居直美R	30111100	第30111100号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
17	株式会社バイオニア 大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号	回 胴 式遊 技 機	規則第6条第2号	ドンドンハナハナ - 30	34094000	第34094000号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
18	株式会社ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	ぱちんこ遊 技 機	規則第6条第1号イ	CRドッキドキ！西遊記MD	40006500	第40006500号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
19	ニイガタ電子精機株式会社 新潟県長岡市弓町二丁目1番11号	回 胴 式遊 技 機	規則第6条第2号	カメレオン	34106600	第34106600号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間
20	株式会社ユニオンマシーナリ 東京都千代田区外神田六丁目5番4号	回 胴 式遊 技 機	規則第6条第2号	モリノイッチャンS	34107800	第34107800号	公示の日（平成16年3月26日）から3年間